

第 4 章 雨 水 貯 留 浸 透 施 設

第 4 章 雨水貯留浸透施設

近年、いわゆる「都市型浸水」が頻発に起きているが、これは、流域の保水・遊水機能の低下等により既存の河川能力と下水道施設の能力を上回る雨水流出量をもたらすものである。このため、従来からとられていた河川改修、下水道整備のほかに、流域の保水・遊水機能の回復や雨水の流出抑制など総合的な治水対策が必要となってきた。また、近年、全国各地で水災害が激甚化、頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することがみこまれており、令和 3 年には、流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法が整備された。

本市においても平成 20 年から、市民の生命、財産を守るため、「雨に強いまちづくり」に取り組んでおり、雨水流出抑制施設の整備や、浸透域の保全等による貯留・浸透対策の推進を図っている。また、「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」「雨水浸透ます設置基準」を策定し、雨水流出抑制対策の実施、民間施設に対しては雨水流出抑制対策の普及、啓発及び適切な指導を図っていくこととしている。

（設計及び施工等については、「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」「雨水浸透ます設置基準」を参考にする。）

これを受け下水道にあっても今後は、積極的に雨水流出抑制対策を実施していかなければならない。また、この施策の実施は、地下水の涵養など都市の水環境改善や合流式下水道にあっては雨天時越流水の削減等の効果も期待できるものである。

雨水貯留浸透施設には、浸透施設と貯留施設があり、それぞれ単独又は組み合わせて総合的に計画し、その設置目標に合った雨水流出抑制効果を十分に発揮させることが重要である。

1 基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 雨水貯留浸透施設の設計にあたっては、排水区域の下水道雨水排除計画に適合したものとする。
- (2) 雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査する。
- (3) 雨水浸透施設は、雨水の浸透によって地盤変動をひきおこすような場所に設置してはならない。
また、浸透性の低い場所に設置する場合には、排水区域の周辺状況等に十分注意しなければならない。
- (4) 雨水浸透施設の選定にあたっては、その排水区に適し、浸透効果が十分なものを選定する。